

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市家庭用生ごみ処理機導入費補助金交付要綱
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	市内の家庭から排出される生ごみの減量化・資源化の促進を図るため、電力等で生ごみを乾燥・分解し、量を大幅に減少させる機能を持つ処理機の導入に対して補助金を交付する。
補助事業者	佐渡市民（R8.4.1現在～住民登録している者）
補助対象経費	処理機本体費用（割引やポイントを差し引いた金額）
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	上限
	○少額（5万円以下）補助金の理由
	6万円
補助率等	2/3
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	20台/120万円
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	@6万円×20台=120万円
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	令和8年4月1日
見直し時期	令和8年10月1日
補助終期	令和9年3月31日（ただし対象が令和9年1月31日までに購入設置したもの）
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） HP, LINE、市報さど6月号、市長定例記者会見（5/14）
事業担当	（担当部署） 市民生活部 生活環境課 クリーン推進係
	（電話番号） 0259-63-3113